

ジャパネットカード 保険サービス

ご利用の手引き

- ▶本サービスは、カード会社を保険契約者とし、ジャパネットカード会員さまを被保険者とする保険契約です。
- ▶本手引きは、お持ちのカードに付帯されているカード付帯保険サービスの概要についてご説明させていただいたものであり、実際の保険金お支払いの可否は普通保険約款および特約等に基づきます。
- ▶カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 海外旅行傷害保険

事前に旅費等を当該カードでクレジット決済いただくことが前提となります。
被保険者の範囲は本会員になります。

担保項目 (注3)		保険金をお支払いする場合	保 険 金 額 (注1) ジャパネットカード
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が旅行期間(注2)中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に 1) 死亡された場合 2) 後遺障害が生じた場合	最高5,000万円 1) 死亡された場合 被保険者の法定相続人に最高5,000万円 2) 後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じ3%～100%
	治療費用	3) 医師の治療を受けられた場合	100万円(1事故・1疾病の限度額) 治療に要した次の費用のうち、現実に出された金額。 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料など ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院不可能時の代替客室費 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった国際電話料等通信費(20万円限度)および身の回り品購入費(5万円限度) など
疾病	治療費用	被保険者が旅行期間(注2)中に発病または原因が発生し、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 ※旅行期間(注2)中に感染した所定の感染症(注4)で旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	
	携行品損害	被保険者が旅行期間(注2)中に、携行する身の回りの品(被保険者の所有するもの)が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合。 ※「携行する」とは携えて持っている状態または、被保険者が常時監視できる状態をいいます。	10万円(1旅行中かつ1年間の注5)の限度額 損害額から3,000円を控除した額 損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし、1個1組1対につき10万円を限度(乗車券、パスポート等については5万円を限度)とします。 ※現金、免許証、クレジットカード、コンタクトレンズ等補償の対象外となる商品がございます。
賠償責任	賠償責任	被保険者が旅行期間(注2)中に偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。	1,000万円(1事故の限度額) ●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要・有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 など
	救済者費用	旅行期間(注2)中に救済対象者が 1) 死亡した場合 ケガによる事故後180日以内の死亡／疾病による死亡／発病した疾病による旅行期間終了後30日以内の死亡 2) ケガまたは発病した疾病により7日間以上継続入院した場合 など	100万円(1年間の注5)の限度額 救済対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会念上妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費(救済者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救済者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地からの救済対象者移送費用 ●救済者渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) など

※当該カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本の住居をご出発の旅行から対象となります。

※海外旅行傷害保険の補償期間は1旅行につき最長3ヵ月で、ご旅行の都度適用となります。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

※傷害治療・疾病治療の保険金のお支払いは、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は医師の治療を開始した日から180日以内に治療のために支出された費用が対象となります。

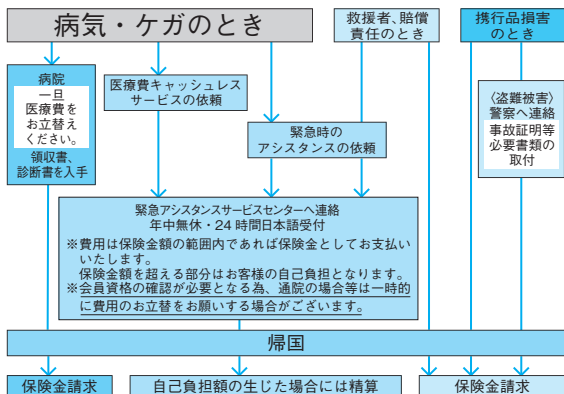
※当該保険は自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険は付帯しておりません。海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動車保険へご加入いただくことをご検討ください。

注意事項

- (注1) 複数のカード付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、カード付帯保険に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。
- (注2) 旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で日本の住居を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から3ヵ月後の午後12時までを限度とします。
- (注3) カード利用条件付帯とは、日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を当該カードでクレジット決済いただいた場合、あるいは出国前にはカード利用条件付帯を充足する当該カード利用を行わず、出国後海外にて初めて日本の公共交通乗用具に準じる乗用具の利用代金を当該カードでクレジット決済いただいた場合、補償適用となる保険金額です。
- ※旅行期間…旅行開始前にカード利用条件を満たした場合、旅行開始期間から3ヵ月間（かつ旅行期間中）が補償対象期間となります。出国後に初めてカード利用条件を満たした場合、その時点から3ヵ月間（かつ旅行期間中）が補償対象期間となります。
- ※公共交通乗用具…日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においては、これに準じる乗用具をいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります。）。
- ※募集型企画旅行…旅行会社が旅行者の募集のため、あらかじめ旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービス内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づき標準旅行業約款募集型企画旅行の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- (注4) ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（★1）①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症 ●顎口虫（がっこうちゅう）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（★2）
- (★1) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (★2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。
- (注5) 当該カードご加入日（会員がカード会社に登録された日）応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

2. 海外でのアクシデントには

1. 保険金申請までの手順



※帰国後VJ保険デスク（三井住友海上）までご連絡ください。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2. 保険金請求に必要な書類

保険金種類 保険金請求書類		死亡 保険金	後遺 障害 保険金	治療 費用 保険金	救 援者 費用 保険金	携 行品 損害 保険金	賠償 責任 保険金
現 地 で ご 手 配 い た だ く 書 類	医 師 の 診 断 書			◎※1			◎※2
	治療費の明細書・領収書			◎			◎※2
	死 亡 診 断 書	◎					
	事 故 証 明 書	◎	○	○	○	◎	○
	盗 難 届 出 証 明 書					◎	
	支出を証明する書類				◎		
	示 談 書						◎
	示 談 金 領 収 書						◎
	損害額を立証する書類						◎
国 内 で ご 手 配 い た だ く 書 類	購入時の領収証・保証書					◎	
	修理見積書・修理費用領収証					◎	
	損害品の写真(盗難以外の場合)					○	
	除 籍 謄 本	◎					
	委 任 状・戸 籍 謄 本	○					
	後 遺 障 害 診 断 書		◎				
	印 鑑 証 明 書	○	○	○	○		○
	保 険 金 請 求 書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国日を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎
当該カードの利用を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

※1 診断書料は保険金お支払いの対象とはなりません。

治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

※2 対人賠償の保険金請求に必要となります。

3. 日本語緊急援助サービス

緊急アシスタンスサービス〈年中無休・24時間・日本語受付・無料^(注)〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要があるなど、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

サービスの内容

ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内 ●医療費キャッシュレスサービス ●患者の医療施設への移送 ●患者の本国への移送 ●現地での医師の緊急派遣 ●医薬品類の緊急手配 ●通訳の紹介・手配

ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬 ●ご遺体の本国への移送

その他のアシスタンス

- 救援者の渡航・宿泊手配 ●遭難された場合の捜索・救助

法律上のアシスタンス

- 弁護士との紹介・手配など

※アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センター（下表ご参照）へご連絡のうえ、オペレータの案内に従ってご利用ください。

サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料は自己負担していただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。



緊急時のご連絡は

緊急アシスタンスサービスセンター

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

お客様のご滞在地により、下記の電話番号へおかけください。通話料は無料^(注)です。

ご滞在地	電話番号
アメリカ 本土・ハワイ・グアム・サイパン	1-833-950-0895
カナダ	1-833-907-7546
メキシコ	01-800-123-3165
アルゼンチン	0800-777-0121
コロンビア	01-8009-812125
ブラジル	0800-761-0219
ペルー	0800-53-282
シンガポール	800-8110-833
インドネシア	007803-81-1-0040
タイ	1800-011-220
フィリピン	1-800-1-8110328
ベトナム	120-81-047
中国携帯 / 全土	4001-203741
香港	800-90-0364
台湾	00801-81-2778
韓国	00798-81-1-0833
オーストラリア 本土	1-800-718-261
ニュージーランド	0800-64-0365
イギリス	0808-23-44030

ご滞在地	電話番号
イタリア	800-7-89395
オーストリア	0800-298839
ギリシャ	00-800-8113-0139
スイス	0800-89-5961
スウェーデン	020-790-258
スペイン 本土	9009681-92
チェコ	800-144-035
デンマーク	8025-4544
ドイツ	0800-1-80-2244
ハンガリー	06-800-21625
フランス・モナコ	0800-90-8506
ベルギー	0800-1-2561
ポランド	00-800-811-1221
ポルトガル	800-8-81-055
ルクセンブルク	8002-6036
ロシア	8-800-301-8863
アラブ首長国連邦	800-081-0-0146
イスラエル	1-80-946-5203
全世界 ^(上記電話がご利用いただけない場合)	050-3820-3992

※電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

(注) 滞在国内・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。

4. 国内旅行傷害保険

—— ジャパネットカード会員 ——

事前に旅費等を当該カードでクレジット決済いただくことが前提となります。
被保険者の範囲は本会員になります。

担保項目	保険金をお支払いする主な場合	保 険 金 額 (注1)
		ジャパネットカード
公共交通乗用具搭乗中傷害事故	被保険者が公共交通乗用具(注4)に乘客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	死亡・後遺障害保険金額 最高5,000万円 入院保険金日額(フランチャイズ7日(注2)) 3,000円 通院保険金日額(フランチャイズ7日(注2)) 2,000円 手術保険金 最高12万円
		①死亡された場合…被保険者の法定相続人に 最高5,000万円(注3) ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて 3%～100%(注3) ③[入院保険金日額×入院日数](ただし、事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が支払の限度) ④手術の種類に応じて[所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額](ただし、手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る) ⑤[通院保険金日額×通院日数](ただし、事故の発生の日から180日以内の通院でかつ90日が支払の限度)
宿泊火災傷害事故	被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	
募集型企画旅行参加中傷害事故	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(注5)参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	

注1) 他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害、入院、通院の保険金額・保険金日額は合算されず、いずれか高い方がお支払限度となります。

注2) 事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

注3) カード利用条件分は、公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合、またはノークーポンシステム(注6)を利用して予約または予め宿泊代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合、または宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合に補償適用となる保険金額です。

注4) 公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。

注5) 宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

注6) ノークーポンシステムとは……カード加盟店である旅行業者に当該カード会員であることおよび予め当該カードで宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。

※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

5. お買物安心保険（動産総合保険）

補償内容

ジャパネットカード会員が、補償期間中にジャパネットカードのクレジット決済で購入した商品が購入日および購入日翌日（配送等による場合は商品の到着日）より200日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、その損害を補償いたします。

自動的に補償されます

事前にご通知いただく必要はありません。

被保険者

ジャパネットカード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

補償期間

毎年6月1日から翌年5月31日までの期間でかつジャパネットカード会員である期間に購入された商品が補償の対象となります。（特別な通知がない限り毎年6月1日以降自動継続になります。）

期間中の補償限度額

会員1名につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

	ジャパネットカード
補 償 限 度 額	100万円
自 己 負 担 額	(1事故)3,000円
対 象 期 間	購入日および購入日の翌日より200日間
対象となる利用	海外・国内利用

※船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品、携帯式通信機器（注）およびこれらの付属品等、一部対象とならない商品があります。

（注）携帯電話・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等をいい、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器は含まれません。

※国内のリボ・分割払い（3回以上）は、事故日以降の「あとからリボ」「あとから分割」は対象外となります。

お支払いする保険金の額

ジャパネットカードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額）から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をジャパネットカードのクレジット決済で支払った場合には、ジャパネットカードのご利用額の金額を限度とします。

保険金請求に必要な書類

(◎印は原則必要な書類、○印は場合によって必要なもの)

保険金請求の場合、事故日より30日以内にVJ保険デスク(三井住友海上)までお電話ください。

請求される保険金の種類 必要書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他の 事故 保険金	備 考
保 険 金 請 求 書	◎	◎	◎	◎	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください。
罹災証明および盗難届出証明書		◎	◎		所轄の消防署・警察署で取り付けてください。
修理費見積書または領収書	◎		◎	○	修理先または購入先で取り付けてください。
売上票(お客様控)	◎	◎	◎	◎	
損害を受けた対象物(現物)	○		○	○	
損害明細書	◎	◎	◎	◎	
損害状況写真	○		○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます。

- (注) (1) 全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
(2) 上記各書類はコピーではなく本紙が必要です。
(3) 盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
(4) 配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。
(5) 上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

サービス内容に関するお問い合わせ・アクシデント発生時のご連絡先

VJ保険デスク(三井住友海上)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休

■国内から 0120-658-811 (無料)

■海外から 81 - 18 - 888 - 9225

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。
※海外からコレクトコールを希望の場合、お客さま自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社